



更新講習の受講について

(1) 更新講習の概要

キャリアコンサルタントの登録を継続するためには、更新講習を更新期間内に一定時間数以上受講の上、更新を行う必要があります。これは、キャリアコンサルタントについて、試験合格時に確認した知識・技能を継続的な学習によりブラッシュアップしていることを制度として確保し、キャリアコンサルタントの資質を保証することによって、キャリアコンサルタントの活用を促進していくことを企図しているものです。

更新講習は、知識の維持を図るための講習(知識講習)と技能の維持を図るための講習(技能講習)から構成されています。

(2) 知識講習について

知識講習については、時間の経過に伴い内容自体が変化する労働法令や労働市場の実態等を重点に知識のブラッシュアップを図ることを主たる目的とするものであり、資格取得後に改定があった労働法令等の最新知識をすべからず修得することが求められます。

知識講習には、次の科目が含まれています。

- ・ 職業能力の開発の知識
- ・ 人事管理及び労務管理の知識
- ・ 労働市場の知識
- ・ 労働関係法令及び社会保障制度の知識
- ・ 学校教育制度及びキャリア教育の知識
- ・ メンタルヘルスの知識
- ・ その他キャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識

厚生労働大臣の指定する知識講習は、上記すべての科目を含む、8時間以上の講習となっていますので、1つの講習を受講することで、知識講習の受講要件を満たすことが可能です。

知識講習は、その知識をブラッシュアップするという観点から、更新を行う直前の概ね1年の間に受講することが望ましいものですが、これ以外のタイミングでも、その時点での最新情報を把握するために同講習を受講することはむろん妨げられませんが、これ以外の方法、具体には厚生労働省ホームページや指定登録機関の情報を確認する等により、労働法令等の最新知識を常に把握しておくことが望まれます。

知識講習のモデル受講例



☐ [厚生労働大臣が指定する知識講習一覧\(平成28年8月15日\)](#) [185KB]

(3) 技能講習について

技能講習については、受講者のキャリアコンサルタントとしての経験、活動分野や能力水準等に応じて、補うべき分野やさらに伸ばすべき分野が異なることから、一定の科目の範囲内から受講者がキャリアコンサルタントとしての経験に応じて必要な科目を選択して受講することとされています。

技能講習は、次の科目の範囲内で実施することとされています。

一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能	1 カウンセリングの技能
	2 グループアプローチの技能
	3 キャリアシート(職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書を含む。)の作成指導及び活用の技能

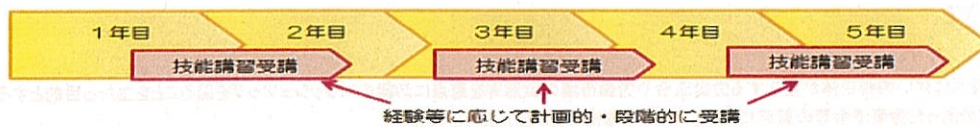
6 技能講習

二 相談過程において必要な技能	4 相談過程全体の進行の管理に関する技能
	1 相談場面の設定
	2 自己理解の支援
	3 仕事の理解の支援
	4 自己啓発の支援
	5 意思決定の支援
	6 方策の実行の支援
	7 新たな仕事への適応の支援
8 相談過程の総括	

技能講習は、キャリアコンサルタントがその経験や活動領域等に応じて計画的に受講することが望ましく、たとえば、毎年6時間ずつ、順次より高いレベルの講習を受講していくなどが考えられます。

厚生労働大臣の指定する技能講習には、領域や技能に着目したものや、技能レベルに着目したものなど、多様な講習がありますので、ご自分に必要な技能を踏まえ、最も効果的な講習の組合せを念頭に、これらを計画的に受講することが期待されます。

技能講習のモデル受講例



厚生労働大臣が指定する技能講習一覧(平成28年8月15日) [458KB]



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.